

契約約款

第 1 条 (契約の成立)

学習塾入塾申込・契約者（以下甲という）は、契約書の内容及び以下の条項を承諾のうえ、当学習塾（以下乙という）に対して入塾及び契約の申込を行い、乙がこれを承諾した場合において、契約が成立します。

第 2 条 (役務の提供及び対価の支払)

- ① 乙は、甲に対し、乙の定める学習指導カリキュラムに沿った契約書記載の内容の役務を提供します。
- ② 甲は、運営費（授業料）、その他契約書に記載された金額、方法により納入期限までに支払うこととします。

第 3 条 (学習指導の形態)

契約書記載の指導形態については、以下の通りとします。

- ① 一斉指導とは、所定の教室で所定の指導時間内に一人の講師が複数の生徒に対して授業形式で指導するものとします。
- ② 個別指導とは、所定の指導時間内に講師が生徒の必要に応じて個別に学習指導を行うものとします。

第 4 条 (学習指導の開始日)

本契約において、学習指導の開始日とは、契約書に記載した日とし、所定の教室において学習指導がなされている限り、現実の受講の有無を問わないものとします。

第 5 条 (学習指導の実施場所)

乙は、契約書記載の場所において学習指導を行います。但し、やむをえない事情がある場合には、他の場所に移動することがあります。

第 6 条 (学習指導期間と契約期間)

- ① 学習指導の期間は、契約書に記載された契約期間内とします。最大契約期間は1年（12ヶ月）とします。ただし、甲または乙による書面による別段の意思表示のない限り、中学生は中学校卒業時まで、高校生は高校卒業時まで、本契約は自動更新されるものとします。
- ② 本契約は、入塾申込者が、中学校または高校を卒業した日をもって、当然に終了するものとします。
- ③ 更新時には、更新料等は発生しないものとします。
- ④ 契約内容・期間に変更が生じた場合には、新たな契約書を作成し、本契約はその時点で終了するものとします。

第 7 条 (関連商品)

関連商品は、教材だけです。甲は、乙の定める学習指導カリキュラムの実施に必要な教材を購入するものとします。

第 8 条 (入塾申込み後のクーリング・オフ等)

- ① 甲は、本契約書面を受領した日から起算して8日間は書面によって契約を解除することができます。
- ② 前項の契約の解除は、甲が契約を解除する旨を記載した書面を発信した時に成立します。

第 9 条 (解除後の前払い金の返還方法)

前条による契約の解除については、手数料は不要とし甲は損害賠償又は違約金の支払いを請求されることはありません。既に引き渡された教材（関連商品）の引取りに要する費用、提供を受けた役務の対価その他の金銭の支払義務はありません。既に対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかに全額の返還を受けることができます。

第 10 条 (中途解約)

- ① 甲は、第8条第1項に定める期間の経過後、乙に対して書面によって通知することにより、本契約を中途解約することができます。この場合、乙は、役務提供分及び二万円又は一ヶ月分の授業料に相当する金額のいずれか低い額を超えない範囲で損害を請求できるものとし、それを超える前受金を受領している場合には差額分を返還するものとします。
- ② 乙の事情変更等に基づく中途解約にあたっては、解約手数料等を徴収しないものとします。
- ③ 返還金のある場合、乙は30日以内に甲に返還するものとし、未納金のある場合、甲は30日以内に乙に支払うものとします。
- ④ 甲は、中途解約時に、年間使用を前提とした配布教材等は速やかに返還するものとし、返還によって違約金等の請求を受けることはありません。

第 11 条 (運営費減免の特約)

経済的理由により運営費の減額・免除を希望する場合、別途定める減免規定によるものとします。

第 12 条 (個人情報保護)

本契約に際し乙が収集した個人情報に関しては、乙が役務を提供する目的にのみ使用するものとし、第三者への提供は行いません。

第 13 条 (紛争の解決)

- ① 本約款に定める事項及び契約内容について疑義が生じた場合、その他本約款に関して争いが生じた場合は、両者協議の上、解決するものとします。
- ② 本契約及び約款に定めのない事項については、民法及び特定商取引に関する法律その他の関連諸法によるものとします。

中途解約時の納入金等計算例	第 10 条関連
返還される金額の計算方法(納入されている場合)	
1 か月分の運営費×(残りの日数÷その月の日数)−2,000 円	
(2,000 円…各手数料+事務手続き費用等) (※百円未満切捨て)	
請求される金額の計算方法(納入されていない場合)	
1 か月分の運営費×(役務提供日数÷その月の日数)+2,000 円	
(2,000 円…各手数料+事務手続き費用等) (※百円未満切捨て)	

(※役務提供日数とは、中途解約の連絡があった日までを指します)